

申請手続きの方法

■給付の要件

- ① 県内に事業所を有し、事業を営んでいる中堅企業、中小企業その他の法人及び個人事業者であること
- ② 外出・移動の自粛により、直接的・間接的な影響を受けたこと、又は営業時間を短縮した飲食店等と直接・間接の取引があること
- ③ 令和2年12月又は令和3年1月の売上高が前年同月比で30%以上減少していること
※月単位で申請可(最大2ヵ月分)
- ④ 営業時間短縮の要請の対象事業者ではないこと
- ⑤ 暴力団又は暴力団員等に該当しないこと

■給付金額

法人

40万円以内／月(売上減少額以内)

12月・1月合計で最大80万円

個人事業者

20万円以内／月(売上減少額以内)

12月・1月合計で最大40万円

※支給審査は単月毎に行います。令和2年12月と令和3年1月の売上合計ではありません。

※既に令和2年12月対象の給付がなされている方も、令和3年1月の申請が可能です。

■給付金の申請の流れ

STEP 1

申請書類入手

いずれかご都合の良い方法で、申請書類を入手してください。

- ① 高知県庁のホームページから印刷又はダウンロード
- ② 高知県庁本庁舎1階ロビーで受け取る
- ③ 県合同庁舎及び県税事務所で受け取る
- ④ 各市町村役場で受け取る

※③④は平日のみ(8:30~17:15)

※窓口での相談対応は実施しておりません。

STEP 2

申請書類の作成

申請書類に添付の「給付等要領」を見ながら下記書類を作成ください。

▼記入が必要な書類

- 申請書 該当要件申告書
売上減少等の申請証明書
(商工会・商工会議所、金融機関、税理士、公認会計士、中小企業診断士など国が認定した認定経営革新等支援機関等が証明した原本に限る)
誓約書(自署に限る)

▼添付が必要な書類(すべて写しで可)

- 住所が分かる本人確認書類(※1)
(法人の場合は法人代表者のもの)
営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類(※1、2)
振込先口座と口座名義(フリガナ)が分かる通帳等

(※1)国の持続化給付金の「給付通知書」の表と金額面の写しで添付に代えることができます。

(※2)許可等を必要としない業種の場合は不要です。

STEP 3

申請書類の提出

いずれかご都合の良い方法で、申請書類を提出してください。※持参による申請は受け付けておりません。

- ① 簡易書留・特定記録など、追跡できる方法で郵送

〈送付先〉
〒780-8570
高知県庁 高知県
営業時間短縮要請 対応臨時給付金
申請受付係

- ② 高知県経営支援課
ホームページ内の申請フォームで電子申請



審査
口座にお振込

※審査の結果、不給付となる場合がございます。

お問い合わせ

「高知県 営業時間短縮要請 対応臨時給付金 申請手続相談窓口」まで

お気軽にお電話ください。

TEL.088-823-9875 <受付時間>午前9時~午後5時(土日・祝日を含む)